

第Ⅰ部 毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計として、愛知県内の雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用について毎月の変動を明らかにすることを目的としています。

2 調査の対象と方法

この調査は、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の農業、林業、漁業、一般公務を除く「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」において、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所の中から抽出された約1,900事業所を対象として実施しています。

常用労働者30人以上の事業所（第一種事業所）については、郵送調査又はオンライン調査を行っています。

常用労働者数5～29人の事業所（第二種事業所）については、統計調査員による実地調査又はオンライン調査を行っています。

3 調査事項の定義

(1) 現金給与額

賃金、給料、手当、賞与の他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもの（税込）をいいます。

現金給与総額とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の総額のことで、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」に分かれます。

きまって支給する給与とは、労働協約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことで、「所定外給与」を含む給与のことです。

所定内給与とは、「きまって支給する給与」のうち「所定外給与」を除いた給与のことです。

所定外給与とは、「きまって支給する給与」のうち時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、宿日直手当等のように所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与のことです。

特別に支払われた給与とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらないで労働者に実際に支払われた給与や、あらかじめ

め支給条件、算定方法が定められていても、その給与の算定が3か月を超える期間ごとに行われるものや、賞与等のように支給条件が定められていてもその額の算定方法が決定されていないもの、結婚手当等のように支給条件、支給額が労働協約等によってあらかじめ確定していても、支給事由の発生が不確定なものなどのことです。

賞与とは、一般にボーナス、期末手当などと呼ばれる臨時給与のことです。

なお、「退職金」、「解雇予告手当」等は現金給与に含めません。

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことです。

有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日数になりませんが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日数になります。

(3) 実労働時間数

常用労働者が実際に労働した時間数のことです。

休憩時間は含まれませんが、運輸関係労働者によく見られる手待時間は含まれます。

また、本来の職務外として行われる宿日直の時間は実労働時間数に含まれません。

総実労働時間数とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計です。

所定内労働時間数とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時間と終業時間との間の実労働時間数のことです。出張期間中や保険会社の外務員などは、所定労働時間だけ労働したものとみなし、所定内労働時間に計上します。

所定外労働時間数とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤などの実労働時間数のことです。

(4) 常用労働者

次のいずれかに該当する労働者のことです。

ア 期間を定めずに雇われている者

イ 1か月以上の期間を定めて雇われている者

ウ 重役・理事などの役員のうち、常時出勤して一般労働者と同じ給与規則又は基準で毎月給与の支払いを受けている者

エ 事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して一般労働者と同じ給与規則又は基準で毎月給与の支払いを受けている者

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が短い者のことです。

4 結果算定の方法

産業別、規模別及び性別の労働者数、1人平均月間現金給与額、出勤日数及び実労働時

間数について、事業所からの毎月の調査結果を集計し、本県の5人以上の常用労働者を雇用する全事業所に対応するよう次の方法により復元して算定しています。

(1) 推計労働者数の算定方法

産業別、規模別ごとの調査労働者数に、推計比率を乗じて推計労働者数を算定し、母集団の労働者数として復元します。なお、推計比率の算式は次のとおりです。

$$\text{推計比率} = (\text{前月分の本月末推計労働者数}) \div (\text{本月分の前月末調査労働者数})$$

(2) 産業別、規模別の各種平均値の算定方法

本調査結果のうち、産業別、規模別の1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、産業別及び規模別ごとに集計した調査票数値の合計値にそれぞれ上記(1)で算定した推計比率を乗じ、その推計値を前月末及び本月末の各推計労働者数の平均で除して求めています。

(3) 産業計、規模計の各種平均値の算定方法

規模計、産業計の1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、上記(2)で算定した各推計値の合計を、前月末及び本月末の推計労働者総数の平均で除して求めています。

(4) 年平均の算出（実数及び指数）

ア 実数

各月の実数（現金給与総額、総実労働時間数など円単位、時間単位で表した統計）の年平均については、1月から12月までの月次の数値を、各月の常用労働者数で加重平均することによって算出しています。

イ 指数

指数の年平均については、各月の指数の合計を12で除して（単純平均）算出しています。

5 調査結果から作成される指数及び比率の算定方法

毎月勤労統計調査では、雇用、賃金及び労働時間の各調査結果の時系列比較を目的として、基準年の平均（基準数値）を100とする指数を作成しています。

なお、指数の基準年は、2020年です。

(1) 賃金指数

賃金指数には、名目賃金指数と実質賃金指数があります。

名目賃金指数は、現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与の集計結果の実

数を基準数値で除して算定された指数です。

実質賃金指数は、名目賃金指数を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合（名古屋市））で除して算定された指数です。

(2) 労働時間指数

労働時間指数は、総実労働時間数、所定内労働時間数、所定外労働時間数の集計結果の実数を基準数値で除して算定された指数です。

(3) 常用雇用指数

常用雇用指数は、毎月の本月末推計労働者数を指数化したものです。

(4) 労働異動率

労働異動率は、入職率、離職率について作成しています。

入（離）職率とは、採用（退職）、同一企業内の事業所間の異動を含む転勤等により入（離）職した常用労働者数を前月末常用労働者数で除した百分比で、雇用の流動状況を示しています。なお、労働異動率の年平均は、1月分から12月分の労働異動率の単純平均で求めています。

(5) パートタイム労働者比率

パートタイム労働者比率とは、本月末推計パートタイム労働者数の本月末推計労働者数に対する百分比です。

(6) 賞与の支給率

支給率は、平均支給月数、支給事業所数割合、支給労働者数割合について作成しています。

平均支給月数とは、賞与を支給した1事業所当たりの賞与の所定内給与に対する割合です。

支給事業所数割合（支給労働者数割合）とは、賞与を支給した事業所数（賞与を支給した事業所の推計常用労働者数）の全事業所数（全推計常用労働者数）に対する百分比です。

(7) 実労働時間数及び出勤日数の年換算

総実労働時間、所定内労働時間の年換算値については、各月間平均値を12倍し、小数点以下第1位を四捨五入しています。所定外労働時間については、総実労働時間の年換算値から所定内労働時間の年換算値を引いて算出しています。

6 抽出方法について

毎月勤労統計調査は、常用労働者30人以上の事業所（第一種事業所）については、事業所母集団データベース等を用いて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為抽出しています。従前は、2～3年に一度、総入替え方式を実施していましたが、2018年からは、毎年1月に、3分の1ずつを入れ替える部分入替え方式を実施することとなりました。なお、2018年及び2019年においては、抽出方法の移行経過措置として2分の1ずつ入れ替えました。

常用労働者5～29人の事業所（第二種事業所）は、経済センサスの調査区から毎勤調査区を母集団フレームとして設定し、その中から抽出した75調査区について、事業所の名簿を作成して、この名簿から産業別に調査事業所を無作為に抽出するという二段抽出方法によっています。なお、第二種事業所の調査においては、半年ごと（1月及び7月）に25調査区を入れ替え（入れ替えた25調査区を「組」という。）各組は18か月間継続して調査するローテーション方式により行っています。

7 結果数値利用上の注意

- (1) 2022年1月分結果から、各指数の基準年を2015年から2020年に更新し、2021年12月分までの指数については、2020年平均が100となるように遡及改訂を行いました。

基準時更新では原則として、増減率の遡及改訂は行いません。ただし、消費者物価指数の基準改定では、2021年1月から2020年基準における前年同月比が用いられているため、実質賃金については、2021年1月分から12月分までの増減率の遡及改訂を行いました。

- (2) 2024年1月調査において実施したベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数は過去に遡って改訂が行われました。それに伴い、基準年（2020年）の常用雇用指数が100となるように、2024年4月調査より、常用雇用指数を過去に遡って改訂しています。

- (3) 実質賃金指数の算出に当たっては、総務省統計局が実施している「小売物価統計調査」結果の2020年基準消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合（名古屋市））を使用しています。

- (4) 前年比・前年同月比は、実数による算出がギャップ修正されていないため、指数により算出しています。そのため、実数で計算した場合と必ずしも一致しません。

- (5) 2024年1月分結果から、賃金、労働時間及び出勤日数の前年同月比等については、2023年にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することにより、ベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しません。

(6) 統計表中の符号の用法は次のとおりです。

「－」 …… 該当数値なし

「0」 …… 単位未満

「△」 …… マイナス

「X」 …… 調査事業所が2以下のため秘匿

(7) 全国数値については、厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和6年分結果確報」の値です。「調査産業計（全国）」には「鉱業,採石業,砂利採取業」が含まれます。